

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第37号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和6年6月14日



鹿児島県警察本部長 野川 明輔

(5) 国税、県税、市税及び社会保険料を滞納していない者であること。

(6) 法人としての業歴が1年以上であること。

(7) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

鹿児島中央、鹿児島西警察署放置車両確認事務委託

(2) 調達をする役務の特質等

鹿児島中央警察署及び鹿児島西警察署の管轄区域を巡回して放置車両を確認し、当該車両に確認標章を取り付ける事務その他これに付随する事務

(3) 施行期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

(4) 延行場所

鹿児島中央警察署及び鹿児島西警察署の管轄区域

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8の規定による鹿児島県公安委員会の登録を受けている者であること。ただし、道路交通法第51条の9の規定による鹿児島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者を除く。

(3) 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止にに関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）に基づく指名停止を受けていないものであること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく破産手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第155号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う廃止法の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第18号）に基づく整理開始の申立て又は通告がなされない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始の決定後、経営事項審査を受けた者のうち、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

3 入札参加資格の審査等

入札説明書による。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和6年7月23日午後1時30分
イ 場所 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するためには必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

ア 交付場所 鹿児島県警察本部交通指導課
イ 交付期限 令和6年6月25日午後3時

(4) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 令和6年6月21日午後1時30分
イ 場所 鹿児島県警察本部聴聞室（警察本部庁舎1階）

5 契約条項を示す場所及び期限

4(3)のイに同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

ア (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札保証金納付書により令和6年7月22日午前11時までに納付すること。ただし、次のア又はイいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札又は総合評議一般競争入札審査委員会による審査終了後に還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保證金以上の金額につき、保険会社との間に契

(鹿児島県警察本部長) を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保

險契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 入札に参加しようとする者が、過去2か年の間に国(公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に関する契約を2回以上にわたりて締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことなどを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札

(3) 入札金額が削除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法(明治24年法律第89号) 第55条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に付する条件に違反したと認められる者のした入札

8 入札執行形態に関する事項

総合評価一般競争入札により行うものとする。

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出し、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者で、入札説明書で指定する性能等の要件を満たす者を全て満たしている提案をしたものの中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもつて価格その他の条件が鹿児島県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるととき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めたとき、その者は落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもつて価格その他の条件が鹿児島県にとって次に有利な入札をした者を落札者とする。